



成年後見人になった場合の注意事項

弁護士 青木 一雄

成年後見人に選任された後、成年後見人の事務としては、大きく分けて①身上監護②財産管理③一般的事務があります。

身上監護、財産管理については、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状態に配慮しなければならず、この義務は法律上明記されています。

身上監護事項としては①介護、生活維持に関する事項②住所の確保に関する事項③施設の入退所、処遇の監視④医療に関する事項⑤教育、リハビリに関する事項でいずれも契約の締結、解除、費用の支払いをするなどがあります。

財産管理についてはいろいろなケースがありますが、注意すべき事項や問題が起こったケースについて説明します。

①預貯金については、本人名義のままでいけるケースとすべて後見人名義にしなければならないケースがあり、金融機関によって対応が異なります。従って、個々の金融機関に尋ねて対応する必要があります。

またペイオフが実施された場合に備えて、1000万円を限度として預金を銀行ごとに分散させることを検討する必要があります。

②不動産については居住用不動産の処分をする場合（売却、賃貸、その解除、抵当権の設定、仮登記担保、贈与など）には、家庭裁判所の許可を得る必要があります。この許可がない処分は無効となります。

③後見人として誤りやすい点で、実際にあったケースについて説明します。

親の成年後見人に選任された場合、親の財産をある程度自由にできると誤解することがあります。

- a. 成年後見人がそれまで親から生活費を出してもらっていたので、後見開始後もそれが同じようにできると思って親の財産を自分の生活費に使用したケース。
- b. マンションを親が持っていたので、自分や妻、子供をそのマンションの管理人にしたとして親の財産の中からその費用を支払っていたケース。
- c. 父母が施設に入っていて、成年後見前に施設に1000万円を寄附してほしいと言っていたのでそれを行ったケース。

などがあります。この場合、その成年後見人は家庭裁判所から解任させられたり、財産管理権を取り上げられています。また、損害賠償させられたケースもあります。

成年後見の場合、親の財産は親のために管理し使用するのが原則で、それと異なることはできないということを常に意識すべきです。